『市史研究　あしがら』第二号
一九九〇年一月

最乗寺領の代官と寺領百姓について

馬場弘臣

最乗寺領の代官と寺領百姓について

馬場弘臣

はじめに

明治政府の調査によれば、明治五年（一八七二）段階で全国には八万九九一四の寺院があり、そのうち寺院固有の領地＝寺領を持つ寺院は一万六九三二（一八・八％）を数えるという。[1] とはいえ、こうした寺領を持つ寺院の規模は、芝の増上寺や上野の寛永寺などのように一万石をこえるような大寺院から、数石あるいは「山林竹木免除」といったものまで様々であった。一方こうした寺院のなかには、寺院の支配下に置かれた農民、すなわち「門前百姓」あるいは「寺領百姓」といわれる農民を抱えた寺院も少なくなかった。それでは、こうした寺領の農民の実態はどのようなものであったのだろうか。従来の研究史をふりかえってみても、こうした寺領の農民と寺院との関係、あるいは寺領の農民の動向そのものを問題にした研究は意外に少ないようである。[2]

ともかくも近世における寺院の存在形態が多様であり、また寺領をもつ寺院の性格も、その規模からしても多様である以上、それぞれの実態をその経営のあり方まで踏み込んで、個別具体的に検討していく作業も必要であろう。ことに寺領の農民を問題にする場合、その支配のあり方はもとより、まずもってこうした寺領の農民が寺院に対してどのような「役」を負担していたのか、それはどのような性格のものであったのかといったことの検討、言い換えれば、寺院の宗教的行事や経営に占める寺領農民の位置付けをまずあきらかにする必要があろう。そのうえで寺領農民の宗教的生活や日常生活の実態、また寺領以外の村との関係や一村内における寺領の農民と他の農民との関係、さらにはそうした関係のなかにあらわれる寺領農民の意識のあり方など、寺領の農民そのものに関しても様々な側面からの検討が望まれるところである。

本稿の目的は、以上のような問題関心から、相模国足柄上郡関本村の曹洞宗大雄山最乗寺の寺領農民をとりあげ、その実態を個別具体的に分析することにあるが、まず論をすすめる上で必要な限りにおいて、最乗寺の概略をまとめておきたい。[3]

大雄山最乗寺は応永元年（一三九四）開山了庵慧明によって創建されたと伝えられる。境内には本庵のほか、塔頭の大慈院と報恩院（両院）、格庵の正寿庵・摂取庵・慈眼庵（三格庵）、および境内・伽藍の守護として道了尊があった。最乗寺の運営で特筆すべきは、一年交替で住持を勤める輪住制が敷かれていたことである。寺伝によれば康正二年（一四五六）三月一九日九世の在仲宗宥の代に輪住制が定まり、同年七月一七日に一〇世安叟宗楞が入寺して輪住制が開始されたという。運営は了庵派の一六派にて行われた。また大慈院では天正一六年（一五八八）より大綱派一二派にて、報恩院では永正一三年（一五一六）より春屋派七派にて輪住制が敷かれた。

さて、近世期の最乗寺の本寺は能登総持寺妙高庵であり、中期には末寺五カ寺があった。また、慶安元年（一六四八）八月一七日付で徳川家光より「境内門前山林竹木諸役免除」の朱印状が下付されている。

ところで、幕府は宗教行政の一端として、幕府の命令を配下寺院へ伝達する機関＝「触頭」を設けていた。曹洞宗の場合この触頭を「僧禄」と称し、下総の総寧寺・下野の大中寺・武蔵の竜隠寺が、可睡斎を僧禄とする三河・遠江・駿河・伊豆の四カ国を除く、全国の僧禄に任ぜられていた。[4] 通称これを「関三ケ寺」と称し、最乗寺もこの「関三ケ寺」の支配下におかれていたが、このうち総寧寺と竜隠寺は最乗寺の後見でもあった。ところが寛文元年（一六六一）には「住番之諸尊宿万事ニ付而我心自在之執行」があったとして、塚原村天王院と竹松村大松寺に総寧寺・竜隠寺の名代として「山中之指引」が命じられることになった。[5] 以後天王院と大松寺の両寺は、「後見」あるいは総寧寺・竜隠寺の「目代」として、最乗寺の運営に深く関わってくるのである。

次に最乗寺の経営基盤については「雄峰ニおゐてハ鎮金貸出、境内立木之外寺産無之」[6] というように、雄峰鎮金は相州一国の宗派寺院へ貸し付けられるもので、毎年六月と一一月に決算が行われた。また、最乗寺の山林はまさしく「寺産」として、創建以来手厚い庇護が加えられてきた。その規模は明治九年（一八七六）の史料によれば、反別一二〇町八反九畝一一歩、立木数二万一二八本におよぶという。[7] 寺領の農民は第一義的にこの山林の経営と深く結びついていた。

それでは以下具体的な検討に入っていくが、本稿では①寺領の代官の職務と活動、②寺領農民の存在形態、および最乗寺（御山）に対する寺領農民の御用（役）の検討と近世後期の動向を通して、最乗寺と寺領農民との関係について検討してみたい。なお、史料中には最乗寺領の農民は「門前百姓」や「寺領百姓」、あるいは居住地域を示す「浦山」または「裏山」百姓などと表記されているが、以後は史料中の文言を除

き、「寺領百姓」と総称することにする。[8]

一　最乗寺領の代官について

明治四年（一八七一）九月に、最乗寺後見の大松寺から民政役所に提出された、代官鈴木善兵衛家の由緒書によれば、鈴木家の先祖は摂津国三田出生で鈴木治右衛門といい、応永元年了庵慧明が相模国に下向する際に、摂津と伊丹の境の永沢分という所から召し連れ、最乗寺開闢の時から了庵に仕えて当地に居住し、この治右衛門より代々鈴木善兵衛を名乗ってきたという。[9] 由緒書であるため真偽の程が定かでないのは当然であるが、ここではとくに以下の二つの点に注目したい。

まず第一点目は、鈴木家の先祖とされる治右衛門についてである。次の史料をみていただきたい。[10]

〈史料1〉

定

一当山現住之諸寺院寺家建立之時、於従中堂寺中之廻竪山案山之大小者不及申、薪成共不可伐、

一此度金剛寿院ニ打置如壁書、竹木一本も不可出之事、

一当寺山ニ而茅苅事堅禁制可有之、

右之条々於違背輩者、急度披露可有之也、

大中寺

寛永十三丙子年七月

次右衛門参

韓　鷹

最乗寺山林の伐木禁止を定めたものであるが、寛永一三年（一六三六）七月付のこの定書の宛名に「次右衛門」という名前がみえるのである。すなわち、ここでは近世の初期に「次右衛門」と名乗る人物が存在し、「関三ケ寺」の一つの大中寺から最乗寺の山林伐木禁止に関する定書をもらっていること、そしてこの定書が写として鈴木家に伝わっているということに注目しておきたい。応永元年に了庵が召し連れたという「治右衛門」はこの由緒書以外に根拠はないが、少なくとも近世の初期に、最乗寺山林の管理を担った人物として「次右衛門」がおり、直系の子孫か否かは定かではないが、最乗寺「代官」としての鈴木家はこれと繋がる形で成立していたのであろうということである。おそらくはそうした事情が先の由緒書にも反映したのではなかろうか。

さて、その鈴木家の「代官職」についてであるが、先の由緒書では、史料上に「代官」の文言が確認できるという宝永四年（一七〇七）を境に、それ以前と以後を分け、それ以前の三一四年間（応永元年より）に七代を数え、以後当代まで五代の間代官を勤めたとして区分している。この宝永四年一二月の史料は現在のところ確認はできないが、問題はこの時期を境に善兵衛の肩書に変化がみられるということである。

これが第二点目である。

「善兵衛」という名が確認できる史料で最も古いものは、最乗寺輪住の諸寺院宛に出された宝永三年（一七〇六）七月二五日付の「輪住掟」である。[11] このうち山林の伐採を禁じた第二条目に、平日薪木用意等の節は「山守善兵衛」の見分を得て枯木を伐り取るようにとあり、「山守」の肩書をもつ善兵衛の名が出てくる。また最乗寺の普請修復についての褒美として、天王院と大松寺に松・杉を与えた宝永八年（一七一一）三月二三日付の「覚」では、伐採の際に「山守」も立会って見分をするようにとある。[12] ところが、最乗寺宛の享保二年（一七一七）七月二〇日付の借用証文では、差出人善兵衛の肩書は「代官」となっており、[13] これ以降善兵衛の肩書は「代官」となるのである。すなわち、由緒書の内容とは若干ずれるものの、宝永の末かあるいは正徳期前後に、鈴木家は「山守」から「代官」となったと考えられるのである。

山守はその名のごとく山林を管理・監察する役目を担った人物である。とすれば、先の〈史料1〉中の「次右衛門」は、近世初期の最乗寺の「山守」であったと考えられる。この定書では、大小木の伐採や竹木の伐り出しから茅刈りに至るまでを厳しく禁止し、これに背くものを取締まるようにと申渡しているが、これこそが山守の基本的な役目であったと思われるのである。そして先に掲げた宝永三年「輪住掟」や同八年「覚」の中の記載も、最乗寺の山守としての職務の一端を示すものといえよう。

「山守」が以上のようなものであったとすれば、「代官」となることによって、その職務や機能はどのように変ったのであろうか。そもそもこの変化は何を物語るのであろうか。これについては、職務や機能といった側面だけでなく、名称の変化にともなう家格の変化や最乗寺領における位置付けの変化などについても検討されなければならないであろう。しかしながら、今これを明らかにする史料は残されていないため、ここではこれらの問題も含めて、「代官」としての職務や活動を最乗寺の掟書を通してみておくことにしたい。

管見の限りではあるが、現存する史料の中に二点の代官掟が確認される。第一点目は宝暦四年（一七五四）一二月付のもので、これは摂取庵の隠居願い一件に関連して、代官善兵衛が咎めを被った際に出されたものである。[14] そのためこの時の掟書はこの一件の善後策としての意味合いが強い。掟書は①以後役儀を精密に勤めること、②願いの儀などがある場合は天王院・大松寺の両後見に相談すること、③無益の私用で三格庵へ出入りしないこと、④当山出入りの職人や寺領百姓が御山に対し無礼をしないよう申し付けること、⑤当山境の並木や山内竹木に猥りのことがないように監視すること、の五カ条からなっているが、とくに第一～三条はこうした事情

を端的に物語るものといえよう。第五条が「山守」以来の最も基本的で重要な職務であることは言うまでもない。また第四条は代官が寺領百姓のみならず、最乗寺出入りの職人をも統轄していたことを示すものとして注目される。さらに裁許申渡しの中には「此度之儀ニかきらす、御山之儀者不及申、三格庵共次ニ浦山百性(姓)共之事何事ニよらす、一両日与間有之事ニ不存罷有候而ハ、其方役儀今日ニ不相立事ニ候」といった記載があり、代官の「役儀」を物語るものとして注目しておきたい。

これに対し慶応二年（一八六六）二月の「代官職掟」は、文字通り代官の職務の全体像を示したものとして注目される。[15] 次にその全文を掲げる。

〈史料2〉

代官職掟

一今般吟味之上当山代官職申渡之間、万端無念無之様可相勤事、

一門前　御高札之儀太切(大)ニ可致護念、万火災者勿論、大風之節ハ早速取放シ可致守護事、

一代官ハ山守第一之職分たるの間、山林猥無之様可為護念事、

一毎日巡山当番之者計りまかセ不置、自身以時々可致巡山事、

一例年極月廿八日身礼清浄ニ致し、献供等叮嚀ニ年男可相勤事、

一例年正・五・九月御祭礼之節前日早朝上山、七五三等致叮嚀ニ講中之取扱麁末無様可相心得事、

一御祭礼当日者勿論、不断たりと茂大門通り猥ケ間敷儀無之様可心付事、

一輪住御交代并両度御出役之節上下共御案内申上、無礼無之様可相勤事、

附り、

飯沢村端又ハ狩野村端迄迎送、并御先触等取次失念無之様可相勤事、

一寺領取締等随分慈愛を加へ可致差図、尤相背もの有之ハ両目代江其旨可申出事、

一御普請中ハ格別御用向等有之間、日々上山、惣百姓御役差支無之様可相心事、(得脱カ)

右之条々堅可相守、若於違背ハ過失可申付者也、

大雄峯

慶応二丙寅年　目代

二月　天王院

大松寺

代官

鈴木善兵衛との

これは先代の善兵衛が退役して、悴に代官職を譲った際に出されたものである。一条目はそのことを示している。

さて、この「代官職掟」からみれば、代官の職務は以下の四点にまとめられよう。まず第一は山林の管理・監察（第三・四条）である。これについてはこれまでも再三述べてきたが、三条目の「代官ハ山守第一之職分たるの間」という文言がそのすべてを象徴しているといえよう。次に第二として御山の年中行事に対する奉仕があげられる（第五～八条）。ここでは、年末の年男、正・五・九月の三祭礼、大門通りの管理、輪住交代の際の世話について、代官の役割が具体的に示されている。そして第三が寺領の取締り（第九条）、第四が御山の普請御用と百姓の差配である（第一〇条）。

宝暦四年の代官掟と合わせて整理すれば、最乗寺領の代官は、最乗寺本庵および天王院・大松寺の両後見の指揮の下、山林の管理・監察を第一の職分とし、御山全体のことに目を光らせながら寺領百姓や出入りの職人を監督し、御山の行事に奉仕し、さらに普請に際しては中心となって働き、寺領百姓を差配する、といった職務を帯びていたということができよう。

またこの他に代官は、肥料や燃料にするために最乗寺山林の落ち葉を拾うことを認められた村々に対し、寺との間にたって、実質上その差配を行っていたことが確認できる。例えば嘉永五年（一八五二）三月の「落葉拾之村々箇条申渡ス」は、最乗寺の再建掛りから落ち葉拾いの村方中へ出された、落ち葉拾いに関する掟書であるが、その奥書には「右之通被申渡置候、鈴木善兵衛」と記されているのである。[16] またこの掟書の再達ともいうべき慶応二年（一八六六）一一月一〇日の「廻達」では、鈴木善兵衛が直接差出人となって、飯沢・向田・和田河原・竹松・宮ノ台・牛島村といった落ち葉拾いの村々の名主中に、この「廻達」を廻しているのである。[17]

以上最乗寺領の代官についてみてきたが、ここで山守から代官への肩書の変化について付言しておきたい。もちろん代官の職務自体も時期によって変化したであろうし、先の山守の時期にも、ここにあげたような職務を勤めていなかったわけではなかろう。しかしながら、少なくとも代官になることによって、職務の内容や権限、あるいは御山の行事に占める位置付けなどが拡大強化されたことは疑いのないところであろう。というよりは、年代を経るにしたがって、より機構的、機能的な存在になってきたといったほうが適切かも知れない。いずれにしろ、山守は「山守」という職務にすべてが集約されてしまうのに対し、代官は山守としての職務を基本としながらも、最乗寺の機構の一端として、寺領全体に対する総体的な管理能力が問われるようになるということである。それが肩書の変化として表れたとすれば、鈴木家の地位自体もこ

れが一つの画期となったと言えるのではなかろうか。

次に「寺領百姓」について具体的に検討することにしたい。[18]

二　寺領百姓について

(1)　寺領百姓の存在形態

次の史料は公儀からのお尋ねに対し、寺領百姓が寺領の諸役や年貢について書き上げたものである。宛名の部分が欠けているが、時期的にみておそらく幕府代官蓑笠之助の役所に提出されたものであろう。[19]

〈史料3〉

指上ケ申証文之事

一此度従　御公義(儀)様被仰出候義(儀)ハ、諸役・御年貢御吟味之処奉承知候、御当山之儀ハ無高山林境内之御朱印ニ有之候、尤門前百性(姓)七間(軒)有之候得共、古来ヨリ屋敷分少々宛御預被下置候、御年貢と申ハ一切差上ケ不申候、御当山御用之節ハ諸役相勤罷有候、少々之御扶持米被下置候、并ニ惣百性ニ而御巡山各番ニ日々相勤罷有候、為後日証文連判指上ケ仍而如件、

元文六年　　門前惣百性
　　市右衛門
　　権右衛門
　　甚五兵衛
　　甚兵衛

（後　欠）

これによれば、①最乗寺領には七軒の寺領百姓がおり、②古来より屋敷分の土地を最乗寺から預かっているが、③年貢は一切納めていないこと、④御山御用の節は諸役を勤め、少々の扶持米を頂いていること、⑤惣百姓にて隔番に山内を巡山する役を日々勤めていること、が書き上げられている。

まず寺領百姓の数について確認できるところでは、宝永五年（一七〇八）が八軒、享保一七年（一七三二）・宝暦六年（一七五六）・天明四年（一七八四）が九軒、天保一三年（一八四二）・明治四年（一八七一）が一二軒となっており、近世後期に若干の家数の増加がみられるようである。[20]これ以前の寺領百姓については史料が残っていないためくわしいことはわからないが、寛文一二年（一六七二）の飯沢村の「村鑑」には「最乗寺山廻四軒御座候」という記載がみられる。[21]巡山を重要な役とする寺領百姓の性格からすれば、この四軒が初期の寺領百姓かと思われる。

次にこの寺領百姓の経営規模についてであるが、江戸期には具体的な数値はわからないものの、明治四年（一八七一）の書上によれば、「門前拾弐軒江家禄分」として反別一二町歩が書き上げられている。[22]単純計算で一人一町歩となるが、こ

の内訳をみると、田反別二反四畝二九歩、畑反別一町三反二〇歩で、その他山畑反別九町六反四畝歩、屋敷地六反九畝二四歩、竹林反別一七歩となっており、田畑だけでは一町五反五畝一九歩で、一人平均一反二畝強となり、その零細性がみてとれる。そのため寺領百姓は、最乗寺に拝借金を願う一方、[23]田植の時節に苅敷を渡すことで周辺村々の百姓から越年の金子を前借りしたり、[24]大門通りで茶店などの商売をしたり、[25]あるいは後に述べるように寺領の木挽をしたりと、様々な余業に従事していた。また注目されるところでは、最乗寺自身が関本村や狩野村などから土地を買い求め、それを寺領百姓に耕作させるといったことも行われていたようである。[26]このような経営状況ゆえに、御山御用の役を勤めるかわりに支給される扶持米なども寺領百姓にとっては貴重であり、そうした意味からも最乗寺に対する依存度を強めざるを得なかったと考えられる。もちろん御山に対する役を勤めることは、寺領内に耕地を所持するということと合わせ、寺領百姓が寺領百姓であることの証であり、両者を結ぶ絆であった。とするならば、何よりもまずこの寺領百姓の御山御用について検討する必要があろう。

(2) 寺領百姓の御山御用

〈表1〉は文政七年（一八二四）正月付の「御山諸用万控牒」と題する史料から作成したものである。[27]これは代官善兵衛が、御山の年中行事とこれに関する代官や寺領百姓の御用、および寺領百姓に対して支給される米金について書き上げたものである。ここでは寺領百姓を中心に御山の年中行事と御用との関係についてみていくが、これを大雑把に分類すれば①最乗寺独自の儀式、②最乗寺の経営に関するもの、③季節ごとの行事、④その他、に分けることができよう。

①最乗寺独自の儀式としては、本庵・両院・三格庵の開山忌と本庵・両院の輪住交代がある。開山忌の際はそれぞれに豆腐二丁を進上し、一人に付白米五合が下されることとなっている。次に輪住交代の際寺領百姓は、入院の祝儀として半紙・扇子箱添を進上し、三院を狩野村の臨済宗上関山極楽寺へ案内するとともに、両後見へ宮参り（矢倉沢明神と飯沢明神と思われる）の案内をする。また寺社奉行所への披露には「無役」でお供をする。そして御山からは下山祝儀として鳥目銭、入院祝儀として白米、宮参り祝儀として鳥目銭、さらに寺社奉行所への披露のお供にはそれぞれの役務によって金子が下された。なお、この輪住交代の際に代官が上下山の案内をする役目を担っていたことについては、〈史料2〉の八条目に示された通りである。

次に②御山の経営に関わるものとして、貸付金に関する「御山利納始」、および山林見廻りと「三院様杉苗植付」「山内山焼」がある。このうち「御山利納始」は、六月と一一月の年

れが一つの画期となったと言えるのではなかろうか。

次に「寺領百姓」について具体的に検討することにしたい。[18]

二　寺領百姓について

(1)　寺領百姓の存在形態

次の史料は公儀からのお尋ねに対し、寺領百姓が寺領の諸役や年貢について書き上げたものである。宛名の部分が欠けているが、時期的にみておそらく幕府代官蓑笠之助の役所に提出されたものであろう。[19]

〈史料3〉

指上ケ申証文之事

一此度従　御公義(儀)様被仰出候義(儀)ハ、諸役・御年貢御吟味之処奉承知候、御当山之儀ハ無高山林境内之御朱印ニ有之候、尤門前百性(姓)七間(軒)有之候得共、古来ヨリ屋敷分少々宛御預被下置候、御年貢と申ハ一切差上ケ不申候、御当山御用之節ハ諸役相勤罷有候、少々之御扶持米被下置候、并ニ惣百性ニ而御巡山各番ニ日々相勤罷有候、為後日証文連判指上ケ仍而如件、

元文六年　　門前惣百性　　甚五兵衛
　　市右衛門　　甚兵衛
　　権右衛門

（後　欠）

これによれば、①最乗寺領には七軒の寺領百姓がおり、②古来より屋敷分の土地を最乗寺から預かっているが、③年貢は一切納めていないこと、④御山御用の節は諸役を勤め、少々の扶持米を頂いていること、⑤惣百姓にて隔番に山内を巡山する役を日々勤めていること、が書き上げられている。

まず寺領百姓の数について確認できるところでは、宝永五年（一七〇八）が八軒、享保一七年（一七三二）・宝暦六年（一七五六）・天明四年（一七八四）が九軒、天保一三年（一八四二）・明治四年（一八七一）が一二軒となっており、近世後期に若干の家数の増加がみられるようである。[20]これ以前の寺領百姓については史料が残っていないためくわしいことはわからないが、寛文一二年（一六七二）の飯沢村の「村鑑」には「最乗寺山廻四軒御座候」という記載がみられる。[21]巡山を重要な役とする寺領百姓の性格からすれば、この四軒が初期の寺領百姓かと思われる。

次にこの寺領百姓の経営規模についてであるが、江戸期には具体的な数値はわからないものの、明治四年（一八七一）の書上によれば、「門前拾弐軒江家禄分」として反別一二町歩が書き上げられている。[22]単純計算で一人一町歩となるが、こ

の内訳をみると、田反別二反四畝二九歩、畑反別一町三反二〇歩で、その他山畑反別九町六反四畝歩、屋敷地六反九畝二四歩、竹林反別一七歩となっており、田畑だけでは一町五反五畝一九歩で、一人平均一反二畝強となり、その零細性がみてとれる。そのため寺領百姓は、最乗寺に拝借金を願う一方、[23]田植の時節に苅敷を渡すことで周辺村々の百姓から越年の金子を前借りしたり、[24]大門通りで茶店などの商売をしたり、[25]あるいは後に述べるように寺領の木挽をしたりと、様々な余業に従事していた。また注目されるところでは、最乗寺自身が関本村や狩野村などから土地を買い求め、それを寺領百姓に耕作させるといったことも行われていたようである。[26]このような経営状況ゆえに、御山御用の役を勤めるかわりに支給される扶持米なども寺領百姓にとっては貴重であり、そうした意味からも最乗寺に対する依存度を強めざるを得なかったと考えられる。もちろん御山に対する役を勤めることは、寺領内に耕地を所持するということと合わせ、寺領百姓が寺領百姓であることの証であり、両者を結ぶ絆であった。とするならば、何よりもまずこの寺領百姓の御山御用について検討する必要があろう。

(2) 寺領百姓の御山御用

〈表1〉は文政七年（一八二四）正月付の「御山諸用万控牒」と題する史料から作成したものである。[27]これは代官善兵衛が、御山の年中行事とこれに関する代官や寺領百姓の御用、および寺領百姓に対して支給される米金について書き上げたものである。ここでは寺領百姓を中心に御山の年中行事と御用との関係についてみていくが、これを大雑把に分類すれば①最乗寺独自の儀式、②最乗寺の経営に関するもの、③季節ごとの行事、④その他、に分けることができよう。

①最乗寺独自の儀式としては、本庵・両院・三格庵の開山忌と本庵・両院の輪住交代がある。開山忌の際はそれぞれに豆腐二丁を進上し、一人に付白米五合が下されることとなっている。次に輪住交代の際寺領百姓は、入院の祝儀として半紙・扇子箱添を進上し、三院を狩野村の臨済宗上関山極楽寺へ案内するとともに、両後見へ宮参り（矢倉沢明神と飯沢明神と思われる）の案内をする。また寺社奉行所への披露には「無役」でお供をする。そして御山からは下山祝儀として鳥目銭、入院祝儀として白米、宮参り祝儀として鳥目銭、さらに寺社奉行所への披露のお供にはそれぞれの役務によって金子が下された。なお、この輪住交代の際に代官が上下山の案内をする役目を担っていたことについては、〈史料2〉の八条目に示された通りである。

次に②御山の経営に関わるものとして、貸付金に関する「御山利納始」、および山林見廻りと「三院様杉苗植付」「山内山焼」がある。このうち「御山利納始」は、六月と一一月の年

二回、貸付金の利足の取り立てと決算を行うのもので、この時江戸の役寺から出役を迎える。出役はこの時「御山廻り」を行うが、「御山利納」の立会と見分を行うことが第一の目的であったと思われる。この出役の送迎も代官の役目であったが、寺領百姓も「無役」にて出ることとなっていた。

山林に関しては、くりかえすまでもなく山林の見廻りが寺領百姓にとって最も重要な役である。寺領百姓第一の役といってもよい。これに対し「山内山焼」は寺領百姓一同「無役」で勤め、飯料として一人前白米五合が下されることになっている。また「三院様杉苗植付」には、続けて「尤杉苗者寺領ニ有之」と記されているだけであるが、この文言からしても、「山内山焼」同様寺領百姓も何らかの役を勤めていたと考えられる。

次に③季節毎の行事、つまり寺領百姓が礼賀として参上しなければならないものとして、年末年始、上巳・端午・七夕・重陽の節句、土用見舞に寒中見舞、十五夜の月見がある。このうち年末には牛蒡とお供えを、年始には半紙・扇子箱添を進上し、四つの節句と十五夜の月見には豆腐を進上することになっている。土用見舞と寒中見舞の進物は定まっていないようである。御山からは年始（鳥目銭）と年末（玄米）に祝儀が出る以外は、とりたてて下され物というのはないようである。またこれとは別に、節分には寺領百姓の進上物などはないが、祝儀として金子と鳥目銭が下された。なお、代官はこれ以外に毎月三日に礼賀として参上することが定められていた。

④その他としては、五月の注連縄締めと、三年に一度の宗門改めの宗判に弘西寺村まで「無役」でお供をするという役がある。また二月の味噌焼使僧の格庵出仕には、役は勤めないものの、祝儀として鳥目銭が下された。

このようにみてくると、ここでいう御山の年中行事は寺領百姓との関わりに限ったものであることがわかるが、それだけに両者の関係の程度がみてとれる。すなわち年中行事における寺領百姓の役割は、①③に代表されるように、その節目節目に半紙や豆腐などを進上することを主としながら、いくつかの人足役を勤めることにあった。しかもこの役は「無役」として勤めるものが多い。この「無役」とは、文言の用法からみる限り、御山の役を勤めないという意味ではなく、正式に御山の役としては定められていないにもかかわらず、何らかの勤めを求められるもので、役に対する給付も本来は支給されないものを指すようである。すなわち〈表1〉は年中行事における御山と寺領百姓の儀礼的関係を示しているといえよう。それは時々の下され物が祝儀として下されていることからもみてとれる。ここで少なくとも寺領の定役として認められるものは、山林の見廻りと輪住交代の案内役にすぎない。

8月	朔日	本庵入院	祝儀として半紙10丈 扇子箱添	三庵より1人に付 白米5合宛
	3日	大慈院入院	祝儀として半紙5丈 扇子箱添	
	6日	報恩院入院	祝儀として半紙5丈 扇子箱添	
	8日	宮参り	狩野村極楽寺迄案内の事	宮参りの祝儀として 本庵より鳥目1貫文宛 両院より鳥目500文宛
	10日	（宮参り）	両後見へ参り宮参り案内の事	
	10・12日	三院より役人・出入町人へ進物茶の事		
	12日	小田原寺社奉行所へ披露に御出の事	無役にて御供 先箱2人・徒3人・待2人・長柄1人・陸尺6人・御そう1人・日傘1人・両掛1人・後箱1人・坤1人・合羽籠2荷 〆22・3人位	陸尺御山より200文宛 払方は148文宛遣す 平人御山より148文宛 払方は100文宛遣す
	15日		月見礼賀の事 本庵へ…豆腐2丁進上 両院へ…豆腐1丁進上	
9月	9日	（重陽）	礼賀の事 本庵へ…豆腐2丁進上 両院へ…豆腐1丁進上	
11月	21日より	御山利納始め		
	22・23日頃	江戸表より御出役出仕	無役にて出の事	
	24日	御出役御山廻り		
	25日	御出役下山、塚原村迄送り	一人塚原村まで参る事	
	11月の内		寒中見舞 両後見・三庵に時を見合せ進物の事	
	11月の内	山内山焼	一同無役	尤飯料として三庵より1人前白米5合宛
12月	28日	（歳末）	歳末として 本庵へ…牛蒡1把 御供　2飾 両院へ…牛蒡1把 御供　1飾	12月の内歳末として 本庵より玄米1俵 両院より玄米1俵 （3斗5升入）
12月 正月	12月・正月の内	（節分）		節分祝儀として 院主は金100疋と 鳥目300文 副寺・典座は 鳥目100文宛 外衆僧は12銅6銅も有
毎月			毎月3日礼賀の事 1カ月に2・3度宛山林見廻りの事	

註）大雄町　鈴木英雄氏蔵　文政7年正月「御山諸用万控牒」より作成

〈表１〉寺領百姓の御山御用Ⅰ

月	日	イ．御山の行事	ロ．寺領百姓の御山御用	ハ．下されれ物
正月	元日	（年始）	御年玉 本庵へ…半紙10丈 扇子箱添 両院へ…半紙５丈 扇子箱添	
	２日	（年始）	年始礼賀 両後見へ…半紙５丈 扇子箱添 極楽寺へ…半紙５丈 扇子箱添	
	５・６日	小田原寺社・町人等へ御山より年礼御礼は三庵より遣す		
	６日			年始祝儀として 本庵より鳥目300文宛 両院より鳥目200文宛
	14日	大慈院御開山忌	豆腐２丁進上	１人に付白米５合宛
２月	２月の頃	味噌焼使僧様格庵へ出仕		使僧様祝儀として本庵より鳥目200文宛
３月	３日	（上巳）	礼賀の事 本庵へ…豆腐2丁進上 両院へ…豆腐1丁進上	
	19日	報恩院御開山忌	豆腐２丁進上	１人に付白米５合宛
	27日	本庵御開山忌	豆腐２丁進上	１人に付白米５合宛
	３月の内	三院様杉苗植付の事		
	３月の内	関本村より人別内改尤３年に１度宛弘西寺村へ宗判に御出の事	その日は無役にて参る事 先箱２人・長柄１人・御そう１人・陸尺４人・後箱・合羽籠　〆10人位	
５月	５日	（端午）	礼賀の事 本庵へ…豆腐2丁進上 両院へ…豆腐1丁進上	
	25・26日頃	（注連縄締め）	御山へ七五三〆に出る事	
	25日	格庵御開山忌	豆腐２丁進上	（1人に付白米５合宛）
６月	土用		土用見舞は御山両後見迄	
	21日より	御山利納始め		
	22・23日頃	江戸表より御出役出仕	無役にて出の事	
	24日	御出役御山廻り		
	25日	御出役下山、塚原村迄送り	一人塚原村迄参る事	
７月	７日	（七夕）	礼賀の事 本庵へ…豆腐2丁進上 両院へ…豆腐1丁進上	
	24日	両院下山		下山祝儀として
	25日	本庵下山		本庵より鳥目200文宛 両院より鳥目100文宛

〈表２〉寺領百姓の御山御用II

御　山　御　用	下　さ　れ　物
御山入院・開山忌	１人に付白米５合宛被下
開山忌の時節大門通掃除	飯料として１人前白米１升宛被下
開帳その外道掃除	１人前白米５合宛被下
江戸御役寺より御出役出仕	無役にて出候事
薪切	３尺廻り10把にて白米１升５合宛 釜焼は６尺高１灰にて白米１升５合宛
小田原行人足	１人前200文宛
先山人足	１人前200文宛
平人人足	１人前148文宛
御山利納	間違いの筋の賃銭１里100文
御山御用向にて江戸御役寺への飛脚	金１分と400文位

註）大雄町　鈴木英雄氏蔵　文政７年正月「御山諸用万控牒」より作成

そこで今少し寺領の役についてみていくことにしよう。

〈表２〉は「御山諸用万控牒」に別記された部分から作成したものである。〈表１〉と重なる部分を省くと、①掃除役、②薪切り、③使い人足の三つが注目されよう。

①掃除役は「開山忌の時節大門通掃除」や「開帳その外道掃除」といった掃除についての役である。このうち大門通りの掃除については、次に検討する天保一三年（一八四二）「御達書」の七条目に、「大門掃除之儀」は本庵開山忌前日（三月）、三祭礼（正・五・九月）前日、三院交代の節（七月）、江戸役寺出役の上山前日（六・一一月）の七度を「寺領之役」として勤め、その他に毎月一度づつ勤めること、とある。逆にいえば、寺領百姓は毎月一度大門通りの掃除をするが、そのうち先の七度を「寺領之役」として勤めるというのである。またこの「御役」を持高によって勤めている点も興味深い。なお、「開帳その外道掃除」は「寺領之役」以外の大門通り掃除に準ずるものではなかろうか。

②薪切りと③の小田原行人足や江戸役寺への飛脚、御山利納の決算違いをその寺へ知らせるなどの使い人足は、寺領百姓全体の役というより、その時々の必要に応じて求められるもので、その分代金を支払う、あるいは雇うといった意味合いが強いようである。ただそれも寺領の百姓に限るのであるから、総体としたら寺領の役ということになろうか。

「御山諸用万控牒」を素材に、御山御用（役）を通してみた最乗寺と寺領百姓の関係について検討してきた。これを別の角度から位置付けるとともに、寺領百姓の統制のあり方や、その背景としてある当時の社会状況をみるために、さらに天保一三年の寺領百姓への「御達書」について検討することにしよう。

(3) 天保一三年の「御達書」とその背景

長文ではあるが、まずこの全文を掲げることにしよう。[28]

〈史料4〉

御達書

一寺領之惣百性（姓） 御開山之着庸たるの間、御使として毎日壱人宛順番ニ無懈怠可致巡山、若山林之内不埒之儀有之時ハ、当日番之者越度たるへき事、

一山内之竹木 御開山之骨肉同様たるの間、大小ハ勿論、縦令寸木たりとも猥ニ伐荒し申間敷事、

一於山内不限大小ニ黒印無之木ハ伐取事堅禁之、以来ハ御用木たり共、本庵并両目代之黒印共三ツ打印し無之木ハ不可伐取、若し無印之木伐取族有之ハ、壱尺以下廻ル木ハ、壱本ニ付過料壱貫文可差出、尺ヨリ以上廻り候木伐取候ハ、、罪軽重ニより過失可申付事、

一於山内寸木たり共伐荒し候者及見聞候ハ、、其段早速両目代江可致注進、等閑ニ見逃し候ハ、可為同罪事、

一寺領之者、人々持地之外当山山林之内江新畑開発堅可令停止事、

一寺領之者、人々拝借となぞらへ、雑木之分勝手ニ伐取候趣不埒之至、以来ハ右雑木たり共伐取節ハ、両目代江相伺請見分、許容之上取計可申事、

一大門掃除之儀ハ、本庵 御開山忌前日、正・五・九月御祭礼之前日、并七月三院交代之節、六月・霜月御出役上山之前日、右七度之儀ハ寺領之役として可相勤、其余者毎月壱度ツ、可相勤、其節ハ先例之通三院ヨリ御扶持米可被下、都而人々持高之多少ニより御役可相勤事、

一山内落葉等拾に入篭候節、冬分ハ格別山内にて火をたき候者間々相見候、向後堅禁之、勿論御用職人之儀は別段と可相心得事、

一他領之者勝手次第山内へ入込候節、寺領之者気を付、落葉・落枝之外決而相とらせ申間敷事、

附り、代官之前往来之節、見当り次第代官ヨリ其旨可申渡事、

一寺領之者、三院現住は不及申、両目代并役寮其外一山之僧侶途中ニ而出合候節ハ、かむりものハ勿論、随分叮嚀に可致会釈、仮令他領之者山内へ落葉拾等ニ入込候とも、右之趣代官より申渡置、無礼無之様可申付事、

一寺領惣百性例年人別之儀、是迄ハ当山へ不相納之由、向

後ハ小田原ヨリ宗旨改之節寺領壱人別ニ相認メ、代官より当山江可相納事、

附り、寺領之内他領より風来之居候、堅令停止、たとへ親類之者たり共、一夜・二夜は格別、其余止宿ニ及候ハヽ、典座寮迄其段可相届事、

一寺領之者病死之節ハ、早速代官江致沙汰、代官立合死人之体見届、其段典座寮迄即日可届出事、

一寺領之内難立行程之困窮人有之節は、代官ハ勿論、寺領一同致心添を、渡世ニ取続候様ニ親切ニ可致世話事、

一従　御公儀世上一統可致省略之旨、厳重ニ被　仰出之間、寺領男女共絹類一切着用いたす間敷、殊更御山格別之為時節之間、寺領一統諸事致倹約可相慎事、

附り、博奕ハ勿論、懸之諸勝負等かたく無用之事、

一御普請中ハ格別御用向茂有之、難渋たりとも御開山之報恩を思ひ、一同抽丹誠御役□(向)太切ニ可相勤事、

附り、毎日御役相勤候者早朝上山可致、五ツ時相過候ハヽ、其日之役ニ取用不申候、尤上山・下山共ニ典座寮江可相届事、

右之条々堅可相守旨従　御役刹被　仰出間、一同可得其意、若相背者於有之ハ、急度越度可申付者也、

御目代　　天　王　院印

天保十三壬寅年

大　松　寺印

寺領惣百性

（以下請書部分省略）

全一五カ条のうち八カ条が山林の管理・監察に関する条項である。まずこれ以外の条項についてみれば、七条目大門掃除（前述）、一〇～一四条目寺領取締り、一五条目普請役となる。寺領取締りについては、それぞれ御山に対する礼儀・作法、寺領の人別改めと他所者宿泊の規制、病死人の届、困窮人に対する相互扶助、質素倹約と博奕・賭の諸勝負の禁止といった条項が並んでいる。次に普請役に関する条項では、普請中は難渋であっても「御開山之報恩を思ひ」御役を大切に勤めるようにとし、「附り」で「毎日御役相勤候者」の上山時間の厳守を申し渡している。〈史料2〉「代官職掟」の一〇条目にも示された通り、御山の普請役が寺領百姓にとって重要な役であったことがわかる。

さて、山林の管理・監察に関しては、一条目の巡山の徹底と二条目の伐木の禁止に関する条項がこれを集約しているといえよう。とくにここで注目したいのは、寺領の惣百姓は「御開山之着庸」であるので「御使」として巡山をしなければならないのであり、山内の竹木は「御開山之骨肉同様」であるので伐採してはいけないという論理である。「御開山」の御威

光を背景に山林の重要さが説かれ、さらに最乗寺と寺領百姓との人的繋がりの濃さが強調されるのである。これに基づいて以下伐採規定と違反者の罰則規定、「伐荒し候者」の注進、新畑開発の禁止、寺領百姓の盗木の禁止、落ち葉拾いの際に火を焚くことの禁止、他領の者の監視といった規制条目が続く。

前述した「御山諸用万控牒」と合わせて寺領百姓の役、御山御用について整理すれば、寺領百姓は巡山を中心とする山林の管理・監察を第一の役とし、大門通りの掃除や道掃除の役、御山の普請役を定役として勤め、時々の必要に応じて薪伐りや使い人足を勤める。御山の年中行事に際しては、礼賀として進上物をささげることを中心に、この他に「無役」としての人足役を勤める。これに対し御山からは祝儀として、あるいは勤めに対する給付として米金が下される、ということになろう。

ところで、この「御達書」は、「若相背者於有之ハ、急度越度可申付者也」といった文言が示す通り、寺領百姓に対する統制を徹底させるといった意図が強くみられる。最乗寺関係の史料の中には「山法」という文言を散見するが、そうしてみればこの「御達書」は、寺領百姓に対する「山法」の集大成ともいうべきものであろう。[29] それでは、何故にこの時期にこうした達書が出されるに至ったのか。それが当時の最乗寺領の社会状況の変化や矛盾点を物語るものであるとすれば、その背景こそが問題となろう。今その全体像を検討することはできないが、最乗寺の山林経営について検討することにより、この問題について言及してみたい。

御山の山林資源は、前述のごとく最乗寺にとって重要な「寺産」であった。それは普請の用木として利用されるのみならず、これを払い木として売り払うことにより、普請入用をはじめとする種々の入用にあてられていた。後年の事例ではあるが、安政二年（一八五五）一一月には小田原欄干橋の竹本屋幸右衛門に立木一三二本を金四三〇両で、また同じく小田原宮前町の米屋三右衛門と小清水屋伊兵衛には立木一〇七本を金一五〇両で売り渡している。[30] こうして山林資源の商品としての価値が高まるに従って、様々な問題が引き起こされてくるが、その一端として伐採・普請に対する地付きの職人（地職）と旅職人・他所職人との争論があった。

他所職人の雇い入れに関しては、もともと寺社奉行所の禁制と関わって問題があったようであるが[31]（とくに大工）、地職との関係で問題がより顕著に表われるのは文政九年（一八二六）の争論である。[32] この年の四月に最乗寺は、山門建立手当として山内の払い木を甲州教来石の天満屋六郎兵衛に売り渡した。天満屋では手代の喜惣治が伐り出しを取り仕切っていたが、旅職の木挽のみを雇い入れたため、地職の木挽職小頭

安右衛門が怒り、組下九三名と申し合わせて山内へ踏み込み出入となった。この一件については翌年二月には内済が交わされたが、注目すべきは三月に喜惣治から出された木挽雇い入れに関する願書である。喜惣治はこの時「寺領木挽岩五郎」弟子の弥平以下二五名を雇い入れているのである。岩五郎は寺領百姓であった。すなわち地職木挽には寺領百姓で寺領木挽の岩五郎を棟梁とした組織があったのである。これと先の小頭安右衛門の組織との関係は明らかではないが、寺領百姓をも巻き込みつつ、地職と旅職・他所職人との争論が展開していた様子をみることができよう。この点嘉永二年（一八四九）の道了宮本社と拝殿の普請における旅職雇い入れ一件では、「寺領大工鈴木兵吾」の名をみることができる。[33] すなわち寺領の木挽や大工といった側面でも寺領百姓は最乗寺の山林経営と関わっており、それだけに山林に関する利害にも敏感にならざるを得なかったと考えられる。もちろんそれは周辺村落にとっても重要な問題であった。

さらにこうした一方で盗伐の横行といった問題があった。天保三年（一八三二）閏一一月寺領百姓久米八は、枯樫一本を隠伐したとして最乗寺から詰問を受け、詫書を提出している。[34] また盗伐ではないが、天保八年（一八三七）には代官善三郎も物置小屋家作のためと称して、後見両寺に断りもなく、江戸出役の僧に柏木等二四本を貰い受け、これを残らず売り払ったとして訴えられている。[35] さらに天保一三年一二月寺領百姓岩五郎は、数年来御山のお慈愛を被り、「山法」を承知しながら、みだりに薪等を盗み取り、願いもなく家作を売り払って新宅を建てたとして過料金を課せられている。[36] この時、代官善兵衛も「重き御役目被　仰付、御山法之義兼而承知乍罷在」として咎めを被っている。

こうした事態の背景として、近世中後期の商品経済の展開が、商品としての山林資源の価値を次第に高めていったことが考えられなければならないであろう。またとくに天保期以降は、火災や地震などの災害による堂社再建で出費が嵩み、払い木や借金で急場を凌ぐという状態であったために、[37] これが増長された点も否定できないであろう。ともあれ、山林資源の商品化は、地職と他所職人との争論を引き起こすとともに、山林取締りの責任者である代官自身が山木の勝手売りを行うといったような事態をも引き起こしていたのである。また一方では寺領百姓による盗伐などが横行し、代官はこの面での管理不行届の責をも問われることになった。最乗寺にとってみれば、こうした事態はとりもなおさず「山法」の乱れとして認識されたに違いない。すなわち、旧来から維持されてきた「御山の秩序」が大きく動揺している事態が指摘できるのである。それが天保一三年の「御達書」のひとつの大きな背景となったと考えられるが、この時期はこうした様々な

矛盾が様々な形で顕在化する時期であったといえよう。

結びにかえて—明治の寺領上知と寺領代官—

最乗寺と寺領百姓とは、①最乗寺（御山）の行事に奉仕するという儀礼的な関係、②最乗寺の経営に関わる現実的な関係、③寺領百姓の経営の零細性による最乗寺への依存、といったような種々の関係があいまって、相互依存的な堅固な繋がりを形作っていた。その中間にあって両者を繋ぐのが「代官」であり、そうした繋がりの中心に「山林」があったことは言うまでもない。前述したごとく近世の後期にはそうした関係にも動揺がみられるが、総体としては近世を通じて維持されてきたようである。とするならば、こうした関係（それは一面では支配—被支配の関係でもある）は近世社会の中ではどう位置付けられるのか。またそうした存在は村社会や地域社会の中ではどういうものであったのか、といった点が次に問題となろう。この点については史料的制約もあるので、また別の機会に考えてみることにして、本稿ではそうした関係に終焉をもたらしたものとして、明治初年の社寺政策、とくに社寺領上知令後の最乗寺と代官鈴木善兵衛家の動向を追うことで結びにかえることとしたい。[38] そのことが却って近世のあり方を浮彫りにすることにもなるであろう。

明治四年（一八七一）正月五日境内地以外の社寺領を上知する旨の太政官符が発布された。[39] これに危機を感じた最乗寺では、早速二月一〇日に後見の天王院から小田原藩民政庁宛に嘆願書が出された。[40] これによれば、最乗寺は「輪番寺」であり、山林がなければ諸伽藍の修復や日々の薪材等に差支えるので、山年貢を差し出すことを条件に「是迄之通り所持被仕様」にと願い出ている。さらに翌五年八月七日には、もう一つの後見大松寺から足柄県庁宛に嘆願書が出された。[41] 元来最乗寺は「無禄無檀ノ輪番寺」であるが、この時勢で輪番を勤め兼ねるような寺院もあり、最乗寺としてもこれを見捨てることはできない。そこで上知の場所を開拓すれば輪番の助成にもなるからと、ここでは輪番寺院への扶助を掲げて「立木共一般右最乗寺御下渡被為成候様」願い出ているのである。

これ以降幾度となく嘆願がくりかえされるのであるが、そうしたなか明治七年（一八七四）五月二〇日には教部省布達をもって、諸宗寺院中輪番住職の廃止が申し渡された。[42] 輪住寺院であることを訴願の大きな柱としてきた最乗寺にとっては、訴願の論拠を失うことにもなったのである。とはいえ反面では、山林資源を経営の柱としてきた最乗寺にとって、上知そのものが輪住制の維持を困難にしていたことも事実である。同年五月に最乗寺世話人の鈴木善兵衛や関本村戸長の呉地甚四郎らから本山の役者中に宛てた願書によれば、「今般同寺境内上知官林ニ相成、殊ニ無禄少檀ニ而是迄本庵・両院貢金

も無之、聊講中参詣の余潤ニ而ハ会計相立兼、就而ハ人望之者永住丹情(精)不仕候而者、村方差支ハ勿論、講中之懇和ヲ失ひ自然諸般共等閑ニ而寺為筋ニ不相成」として現住の竜隠寺住職西村太堂の「永住」を願い出ているのである。[43] 結局輪住制は、翌八年三月二六日に独住第一世の畔上（大岡）楳仙が入寺することによって、終りを告げることとなった。そしてこの畔上楳仙と独住第二世の原坦山の二代にわたって、さらに山林（官林）下げ渡しの訴願がくりかえされたのである。この間には「無檀」であることを避けるためか、冨田院檀家であった寺領百姓を最乗寺檀家とすることも行われたようであるが、[44] 明治九年（一八七六）六月二九日の願書に対する返答（神奈川県令野村靖）では、「書面該山林者後来用材ノ為メ保存ノ見込ニ付願ノ趣難聞届」とされ、さらに明治一一年（一八七八）五月二〇日には再願が却下されるなど、その道は困難を極めたようである。[45] しかしながら、明治一五年（一八八二）六月五日にはようやく神奈川県令沖守固から「勧第弐百七拾五号」をもって、字大雄山ほか六字にて杉一万八一八六本の無代価下げ渡しと、この地所六町一反二畝一五歩の三〇カ年間無借地料貸下しを請けることとなった。[46] さらに明治二六年（一八九三）には面積はわからないものの、字浦山ほか一七字の御料林を御料局から委託されているのである。[47]

なお寺領百姓の所持地については、明治六年（一八七三）九月に地券掛りから「元寺領百姓銘々持分官林ニ無之処畑田同様場所払下ケ可願」旨が申し渡され、[48] 翌一〇月には入札が行われている。[49] 寺領百姓所持地の払下げについては比較的容易に認められたようであるが、こうした元寺領百姓の中で特徴的な行動をとるのが元代官の鈴木善兵衛である。代官という立場上寺院に対する密着度が強いのは当然であるが、善兵衛の行動は明治初年の社寺政策における寺領の中間層の性格変化をみるうえでも興味深いものがある。

明治四年の上知令には「元有禄之社寺ニテ是迄召仕候譜代ノ家来共」を取調べて提出するように命じた達書が別紙で添えられている。[50] 先に検討した鈴木家の由緒書はこれに応じたものであり、従ってここでいう「譜代ノ家来」とは鈴木家のような立場の者をさすのであるが、同年一〇月二九日には、こうした「譜代ノ家来」を「農商ノ内本人ノ望ミニ任セ早々民籍へ帰入」するようにとの布達が出された。[51] これについては、大松寺から民政役所に出された一一月付の二つの願書が興味深い。[52] はじめの願書では「当人心得方相尋候処、家禄等も無御座候ニ付、是迄通譜代家来被　仰付度」と答えているが、この願いは当然のことながら受入れられなかったようである。すなわちこれに対しては「尤之儀ニ候得共、一般ニ家来ト申事無之間、左ニ□□改候事、依而関本返(帰)入」とされたため、次の願書では先の部分が「当人心得方相尋候処、関本

村百姓江帰入仕度旨願出候間」と書き直されているのである。そこに最乗寺との繋がりを保持しようとする善兵衛の心意が読み取れるが、明治の新政権下ではそれは叶うべきもなかった。

しかしながら善兵衛は、公的には否定されたものの、内々にはさらに旧来の関係を保持しようとして行動したようである。最乗寺から善兵衛に宛てた明治五年（一八七二）六月付の申渡しでは、「其許義(儀)応時勢無余岐(儀)当村百姓ニ帰入致候上者、是迄之職務之義者免」すこととするが、「縦ヒ百姓ニ帰入致シ候共、向後従前之通り　御山用諸般被　仰付度」という願いの筋は「神妙之致り」である。その旨「関三ケ寺」へ伺いを立てたところ、「関三ケ寺」も奇特に思し召され、「当分之間都而山内為筋ニ相成候様為相勤」るように仰せつけられたので、そのように心得るようにと申し渡している。[53] これ以後善兵衛は、上知された寺領の払下げや元寺領百姓の所持地の払下げ、さらには前述したように独住制への移行にも関わるなど、様々な方面で主体的な活動を展開するのである。こうした働きによって明治一三年（一八八〇）五月一九日には、畔上楳仙から「維新独住ノ際、山林降願ノ一事東西奔走不尠…（中略）…将来不弛百事鞅掌シ、山門ニ奉重センコトヲ望ム」として、羽織・袴を付与されている。[54] さらに、明治一五年（一八八二）一〇月二八日には、上知反別の内六町余の三〇カ年間の無借地料貸下しが決ったことを受けて、原坦山から「貴家事先代ヨリ当寺ニ於テ由緒厚ニ付、右地所山林取締」を委託されているのである。[55]

また一方で善兵衛は、明治九年（一八七六）三月には、上知後管理が行届かなくなったため「自今諸方ヨリ薪木取并ニ下草苅等入込、追々猥之姿ニモ成行」ような有様であるとして、上知官林の「御官林守」となることを足柄県へ願い出ている。[56] 払下げの運動を展開するのみならず、このように行政に対しても積極的に働きかけ、実務上の権限を手に入れようとしている点は重要であろう。これについては三月一〇日付で、官林規則が確定するまでという条件付きながら、大松寺住職の橘得順とともに「最乗寺上知官林守護之儀」を申し渡されているが、公的な、しかも実務レベルでの職務につくことが、善兵衛の官林に対する権限を高めていったことは想像に難くない。ちなみに、明治一七年（一八八四）九月の「足柄上下郡官林保護規約」[57] では、善兵衛は「足柄上郡官林監視人」として、また明治二〇年代になると「御料林看守人」として立ち表われてくるのである。さらに近世から続く落ち葉・落ち枝拾いといった慣行についても、善兵衛は看守人として鑑札を渡し、これを差配していくのであった。

明治初年の社寺政策は、近世期に形成された最乗寺と寺領百姓との人的繋がりを断ち切っていったが、元代官鈴木家に

とっては、その上で新たな繋がりを模索していった時期であったともいえよう。

【註】

(1) 丹羽邦男「明治政府の社寺処分」神奈川大学日本常民文化研究所論集『歴史と民俗』三号

なお、明治五年段階の神社数は一二万八一二三であり、うち社領を持つものは一万四一三一（一一・〇%、官国幣社を含む）を数えるという。

(2) 近年の研究では、組合村研究の視点から寛永寺領をとりあげ、寺領の組合と鷹場組合や寄場組合などとの重層的な関係を検討した、増田節子氏の研究（「幕末維新期の東叡山組合—寄場組合・鷹場組合との関係について—」東京大学近世史研究会『論集きんせい』第六号）や、増上寺領農民の由緒に委ねた意識のあり方と諸役免除闘争を通して、前近代における領主—農民間の関係意識と、民衆運動の関連を追及した、井上攻氏の研究（「増上寺領村々の由緒と諸役免除闘争」『日本史研究』第三二四号）などが注目される。また、寺領だけでなく社領についても、春日神社を題材に、近世初頭における神社と神人との関係の変化や、神人の性格変化などについての村岡幹生氏の研究（「近世初頭の春日社神人」『日本史研究』第三一七号）や、流鏑馬祭礼をめぐる「神領百姓」と村役人との争論を検討した、酒井耕三氏の研究（「幕末期における流鏑馬祭礼と村—甲斐国都留郡下吉田村を事例として—」『富士吉田市史研究』第四号）などが注目される。

(3) 最乗寺については『禅宗地方史調査会年報』第三号、および『大雄山誌』（最乗寺発行）に詳しい。

(4) 圭室締成監修『日本仏教史Ⅲ』（法蔵館）

(5) 塚原　天王院、および竹松　大松寺蔵　寛文元年一〇月一五日「定」

(6) 大雄町　最乗寺蔵　万延元年一二月「以書付奉願上候」

(7) 大雄町　鈴木英雄氏蔵　（明治四年～）「目的地之上地関係ヲ証スル書類又ハ之ヲ推知シ得ヘキ文書」

(8) 時期的にみれば、化政期以前には「門前百姓」や「浦山百姓」「裏山百姓」と称しているのに対し、化政期以降になると「寺領百姓」という肩書に統一されるようである。そうした変化にも何らかの意味が考えられるが、ここではその指摘だけにとどめておきたい。

(9) 鈴木英雄氏蔵　明治四年九月「系図」

(10) 同氏蔵　寛永一三年七月「定」　『神奈川県史』資料編4近世(1)　九三五頁

(11) 最乗寺蔵　宝永三年七月二五日「（端裏書）当山輪住掟一通並山守申渡一通」

(12) 大松寺蔵　宝永八年三月二三日「覚」

(13) 鈴木英雄氏蔵　享保二年七月二〇日「差上申証文之事」
(14) 最乗寺蔵　宝暦四年一二月「(仮題) 摂取庵一件に付申渡並に代官掟」
(15) 同寺蔵　「慶応緊必諸用留前後綴込」より
(16) 開成町宮ノ台　草柳才助氏蔵　嘉永五年三月「落葉拾之村々箇条申渡ス」
(17) 鈴木英雄氏蔵　慶応二年一一月一〇日「廻達」
(18) 最乗寺の寺領百姓については、関口康弘氏によって『市史研究　あしがら』創刊号に「最乗寺門前百姓の動向」と題する史料紹介があるので参照されたい。
(19) 飯沢　梶桊雄氏蔵　元文六年「差上ケ申証文之事」
(20) 宝永五年正月一七日「乍恐以書付御訴詔申上候事」、享保一七年一二月二二日「御拝借申金子之事」、宝暦六年六月「相模国足柄上郡最乗寺門前宗門御［改帳］」、天明四年七月「乍恐以書付御願申上候」、天保一三年「御達書」、壬未（明治四年）一一月二七日「記」（すべて鈴木英雄氏蔵）。なお、この軒数はすべて代官を含んだものである。
(21) 梶桊雄氏蔵　寛文一二年七月「(仮題) 飯沢村鑑」
(22) 鈴木英雄氏蔵　壬未（明治四年）一一月二七日「記」
なお、明治六年の「最乗寺上知官林之内田畑屋敷雑木芝地御払下願」（同氏蔵）では、反別一二町四反九畝五歩で、田反別九反四畝一一歩、畑反別三町一反三畝歩等となっており、明治四年の数値と若干の異同がある。
(23) 鈴木英雄氏蔵　宝永五年正月一七日「乍恐以書付御訴詔申上候事」および天明四年「乍恐以書付御願申上候事」
(24) 鈴木英雄氏蔵　宝永五年正月一七日「乍恐以書付御訴詔申上候事」
(25) 最乗寺蔵　慶応四年五月「乍恐以書付奉御歎願候事」
(26) 註 (13) 史料、および延享二年七月「指上申一札之事」（鈴木英雄氏蔵）
(27) 鈴木英雄氏蔵　文政七年正月「御山諸用万控牒」
この史料は、本来的には代官の御山御用について書きとめたものと考えられるが、本稿では主に寺領百姓との関係で考察することとする。
(28) 最乗寺蔵　天保一三年「御達書」　『神奈川県史』資料編8近世(5)下　九九二～九九四頁
(29) 史料中で一般に「山法」といった場合、最乗寺の宗教的側面に関わる諸規則から、雄峰鎮金の取扱いに関する規則や山林保護規約、さらには日常生活に関わる側面まで、すなわち最乗寺の宗教・経営・生活などの全般にわたる統制を示すようであるが、ここでは総体としてはそうした「山法」を意識しながらも、とりあえず寺領百姓に関わるものに限定しておくこととする。
(30) 最乗寺蔵　安政二年一一月二〇日「立木売渡一札之

事」、同年一一月「立木買請一札之事」

(31) 同寺蔵　寛政三年九月「御尋ニ付乍恐以書付奉申上候事」

(32) この一件に関しては、最乗寺蔵　文政九年一一月二一日「乍恐書付を以奉御願候事」、同一〇年二月二三日「乍恐以書付奉御願候事」、同一〇年二月二三日「乍恐以書付奉願候御事」、同年三月「乍恐以書付奉願上候」、同一二年一一月「乍恐書付を以奉申上候事」

(33) 関本自治会蔵　酉（嘉永二年）正月二八日「当村最乗寺ニ付訴立始末書」

(34) 鈴木英雄氏蔵　天保三年一一月「乍恐奉申上候一札之事」、同年一一月二一日「乍恐奉申上候一札之事」

(35) 大松寺蔵　天保八年正月二九日「差上申一札之事」

(36) 鈴木英雄氏蔵　天保一三年一二月「代官善兵衛百姓岩五郎両人江申渡候落着左之通り」

(37) 最乗寺蔵　万延元年一二月「以書付奉願上候」

(38) 明治初年の社寺政策については、丹羽邦男　前掲「明治政府の社寺処分」、安藤宣保「維新前後における寺社領の処分」『寺社領私考』（愛知郷土資料刊行会）

(39) 『法令全書』第四巻　五頁

(40) (41) (45) (46) は註（8）史料

(42) 『法令全書』第七巻ノ二　一一九一頁

(43) 関本自治会蔵　明治六年一〇月～「（仮題）最乗寺関係書類綴」

(44) 最乗寺は檀家を持たない寺院であり、寺領百姓はすべて猿山村の臨済宗猿猴山冨田院の檀家であった。

(47) 梶桒雄氏蔵　明治二六年二月一二日「（仮題）落葉落枝拾い規則」

(48) 鈴木英雄氏蔵　明治六年「元門前田畑払下願一件」

(49) 関本自治会蔵　明治六年一〇月「最乗寺上知入札示談願」

(50) 『法令全書』第四巻　六頁

(51) 『同右書』三七七頁

(52) 鈴木英雄氏蔵　明治四年一一月「乍恐以書付奉願上候事」

(53) 同氏蔵　壬申（明治五年）六月「（仮題）元代官鈴木善兵衛へ山内用に付申渡し」

(54) 同氏蔵　明治一三年五月一九日「（仮題）従前の功賞に付羽織・袴下賜状」

(55) 同氏蔵　明治一五年一〇月二八日「（仮題）山林取締り委託状」

(56) 同氏蔵　明治九年三月「御官林守願」

(57) 同氏蔵　明治一七年九月「足柄上下郡官林保護規約」